

「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定しました

文化財は地域の歴史や文化を知る上で重要な市民共有の財産であり、本市でも文化財の保存・活用に取り組んでまいりました。しかし、社会環境の変化、価値観の多様化などにより、文化財を次世代に継承することが難しくなっています。この状況に対応し、文化財を次世代に伝えていくためには、行政だけでなく、市民や市民団体等と連携し、地域全体で文化財の将来を支える仕組みづくりが必要です。

文化財を保存・活用することにより、歴史文化を生かしたまちづくりを進め、市民の皆様にもちに愛着を持っていただくため、文化財保護法に基づく「川崎市文化財保存活用地域計画」(案)をまとめ、パブリックコメントを実施いたしました。

この結果、文化財の情報発信の強化や関連文化財群に関する御意見等が寄せられましたので、一部御意見を反映し、計画を策定いたしました。

1 意見募集期間

令和5年12月4日(月)から令和6年1月10日(水)まで

2 実施結果の概要

意見提出数(意見件数)		22通	(49件)
内 訳	電子フォーム	10通	(29件)
	郵送	1通	(1件)
	持参	4通	(6件)
	FAX	7通	(13件)

市ホームページ

3 資料の閲覧方法

(1) 本市ホームページ

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/880/0000155728.html>



(2) 閲覧できる場所

かわさき情報プラザ(市役所本庁舎2階)、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、教育文化会館、市民館(分館含む)、図書館(分館含む)、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーナ)、教育委員会事務局生涯学習部文化財課(明治安田生命川崎ビル4階)

4 添付資料

(1) **資料1** パブリックコメントの実施結果について

(2) **資料2** 川崎市文化財保存活用地域計画概要版

< 問合せ先 > 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 竹下
電話 : 044 - 200 - 3315

パブリックコメントの実施結果について

概要

文化財を保存・活用することにより、歴史文化を生かしたまちづくりを進め、市民の皆様にもちに愛着を持っていただくため、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画(取組)を定め、これに基づいた10年間の計画を示す「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集した結果、22通49件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

1 意見募集の概要

意見の募集期間	令和5(2023)年12月4日(月)から令和6(2024)年1月10日(水)まで
意見の提出方法	電子フォーム、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページ ● 紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館(分館含む。)、各図書館(分館含む。)、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーナ)、教育委員会事務局生涯学習部文化財課
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページ ● 紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館(分館含む。)、各図書館(分館含む。)、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーナ)、教育委員会事務局生涯学習部文化財課

2 結果の概要

意見提出数(意見件数)		22通	(49件)
内 訳	電子フォーム	10通	(29件)
	郵送	1通	(1件)
	持参	4通	(6件)
	FAX	7通	(13件)

3 意見の内容と対応

主な意見として、文化財に関する情報発信の一層の強化を求める意見や、関連文化財群の効果的な活用に関する要望などが寄せられました。

本市の対応として、一部意見を踏まえ、市域の歴史や文化財に関する記述を追加・修正したほか、所要の整備を行った上で、「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、案を加筆又は修正するもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問や要望の御意見であり、案の内容を説明又は確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 「第1章 川崎市の概要」に関する事	1			1		2
(2) 「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」に関する事	2	1	11	16		30
(3) 「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」に関する事				4		4
(4) その他		3	2	8		13
合計	3	4	13	29		49

(1)「第1章 川崎市の概要」に関すること (2件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	19頁 図12市域の拡大の図は、旧町村の範囲図となっているが、これと比較するため下の余白に現行の行政区の図を掲載した方が変遷がわかりやすくなるのではないか。	旧町村の合併経過と、現行の行政区分を比較することで、より本市の成り立ちが理解しやすくなることから、図を追加しました。	A
2	24頁【第1章3(2)キ 麻生区について】 岡上についても触れるとよいのではないかと(飛び地であること、現在でも農村的な風景が色濃く残っていることなど)。そうすると、後段で登場する岡上の文化財(特に民俗)のイメージが持ちやすくなるのではと思う。	第1章3(2)は本市の姿を理解しやすくするために各区の特徴を簡潔に記載しているもので、麻生区の特徴として、宅地開発が進んでいるものの、豊かな自然や農業資源が多く存在していることは、岡上地区にも共通している内容と考えています。	D

(2)「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」に関すること (30件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	82頁 表8に記載がある飛鳥部吉志五百国以下3人の人物について、本文にも登場させたほうがよいのではないかと。 同様に、95頁の表17に記載のある軽部五兵衛についても本文に記載すべきでは。また、本文に記載のある八木柴三郎や太田南畝について、表に記載したほうがよいのではないかと。	飛鳥部吉志五百国・物部真根・椋椅部弟女の3人については、関連文化財群のストーリーには直接関係しないため、本文に記載はしていませんが、市民が古代の橘樹郡を理解したり、親しみを感じる手がかりとして82頁 表8に記載しているものです。 また、94頁の本文に記載のある八木柴三郎や太田南畝については、保存活用区域の説明としては記載しておりますが、直接的に文化財の保存活用には影響しないため、表への記載はしていません。また、軽部五兵衛については、加瀬山に所在している文化財に関する情報の補足として表17に記載しているものです。	D
4	91頁 文化財保存活用区域 「日本民家園と里山の風景」について、方針に「生田緑地の自然環境を保全し」とあるが、「生田緑地及びその周辺の農地や河川を含めた一体的な自然環境を保全し」としないことと実際には自然環境は保全されないのでは、加筆してほしい。	農地や河川を含めた一体的な自然環境保全については、「川崎市緑の基本計画」において、地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成として、その考え方を位置付けておりますので、同計画により取り組んでいきます。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	<p>92頁 文化財保存活用区域 「日本民家園と里山の風景」を構成する文化財のうち、生田緑地のコナラ林の内容「里山として管理されてきたコナラの多い落葉広葉樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える」について、里山としての管理は近年なされておらず、本来の里山の姿を表していないので、誤解を招く表現ではないか。</p>	<p>コナラの多い落葉広葉樹林は、里山管理がされていた当時の生活文化を伝えるとの趣旨を明確にするため、表現を修正しました。</p>	A
6	<p>文化財群、活用区域の設定について、新たにストーリーやテーマでまとめるという考え方に大いに賛成する(案73頁)。二ヶ領用水が大きなポイントだが、出来れば二ヶ領用水以前の古代、中世からの農業の形態と連続して捉えられるようになると一貫性が出ると思う。</p>	<p>計画案では、本市の歴史文化の特徴を分かりやすくとらえるため、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定しています。</p> <p>関連文化財群 「二ヶ領用水と地域開発」を構成する文化財は、近世以後の地域開発をテーマとした関連文化財群として設定しています。</p>	D
7	<p>文化財群、活用区域の設定について、工業都市としての成長には明治時代の草創期から戦前の軍需産業としての展開、戦後の復興・高度成長という流れで通史として捉えられるとよいと思う。</p>	<p>計画案では、第3章に本市の歴史文化の特徴を通史で記載しており、近現代については49頁から53頁までにかけて記載をしています。これを受けて、本市の歴史文化の特徴を分かりやすく捉えるため、関連文化財群 「工業都市川崎とものづくり」を設定しています。</p>	D
8	<p>川崎市の工業/産業が近現代の日本に与えた影響は非常に大きいことに鑑みて、近代化遺産、産業遺産をより明確に保護すべき文化財として位置付けてほしい。</p>	<p>関連文化財群 「工業都市川崎とものづくり」の現状と課題において、近現代の文化財の位置付けや評価をどのように行うか検討が必要であるとしており、近現代の文化財の把握を進めながら、これらの課題について検討していきます。</p>	D
9	<p>近年の文化財保護では、戦災や震災などに関わる文化財もストーリー化して関連文化財群とすることがよくあるが、川崎市でもそのような取組をしてはどうか。</p>	<p>第3章の近現代の項目の中で、震災や戦災について記載しております。この記載を受け、震災や戦災による被害や復興等も含め、関連文化財群 「工業都市川崎とものづくり」を設定しており、今後も関連する文化財の把握に努めていきます。</p>	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	川崎市の文化財課職員が少ないのは、川崎の文化財に対して市や市民の意識が低いことの表れではないか。川崎は工業だけでなく、文化財がたくさんあるまちということを内外に知ってもらうためにも、関連文化財群など身近な文化財を活用したPRは重要である。	関連文化財群など身近な文化財を活用し、今後も本市の歴史文化の情報発信に取り組んでいきます。	C
11	関連文化財群に「工業都市川崎とものづくり」が設定されていることに感慨を覚える。これを見学会などのイベントとして実施すれば多くの人が興味関心を寄せることと思う。この計画によって、「最幸のまち」の実現に向けた取り組みが進むことを願っている。		
12	86頁 関連文化財群「厄除け大師への信仰」の「現状と課題」に「東海道川崎宿に関連する事業との連携」が挙げられているが、この項に至るまでの間にあまり川崎宿についての詳しい記述がないため、説明を補足してほしい。	関連文化財群「厄除け大師への信仰」においては、川崎大師への玄関口として川崎宿を位置付けており、その関係をよりわかりやすくするため、補足説明を追記しました。	A
13	防災対策において、近年は減災の取組も盛んに言われている。計画においても、減災の取組を推進すべきではないか。	計画案に記載のとおり、取組方針「防災対策の実施・防災力の向上」及び「災害・事故発生時の迅速な対応」に基づき、「GISシステムを利用した文化財所有者・管理者と被災想定との共有」や「デジタル技術を活用した被災情報の把握手段の整備の検討」を新たな取組として位置付けており、こうした取組等により減災対策も推進していきます。	D
14	川崎市には文化財がたくさんあるので、もっとその良さや特長をフィーチャーして、テレビ番組や雑誌やインターネット記事等のメディアと協力して、有名にしていってほしい。	計画案に記載のとおり、取組方針「文化財に関する広報活動」に基づく取組として、「SNSやメディア、地図情報等デジタル技術を活用した文化財情報の発信」を位置付けており、SNSやホームページ等による情報発信等、市民がアクセスしやすい方法を活用して発信力の強化に努めていきます。	C
15	散策マップを作成して、数時間、半日、1日と楽しめることをわかりやすくまとめてほしい。		

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	もっと市民に関心を持ってもらうため、X(旧ツイッター)やLINE等を大いに活用するなど、情報発信力を強化してほしい。		
17	現状は文化財の保存・活用への興味関心を持っている人が多いのは高齢者層。若い人々に関わってもらう手立てを考えていく必要がある。そのためには、いろいろな資料をもっとインターネット上に公開していく必要がある。	今後作成する文化財を紹介する資料については、インターネット上での公開を前提として製作を進めるとともに、検索機能の向上等市ホームページの構成の見直しを図り、市民に興味を持ってもらえるような情報発信に努めていきます。	C
18	市のホームページに文化財の写真のポータルサイト(インデックス)を設けてアクセスしやすいようにする。知ってもらう、興味を持ってもらうことへの一助になると思う。		
19	情報の収集として大半は、グーグルやホームページ等の検索等であり、情報の電子化及び公開が重要である。文化財課では電子化・情報公開はされており規模も莫大ではあるが、もう少し検索者にとって利用しやすくしてほしい。		
20	文化財を将来に繋げていくには小中学生の学校教育が重要であり、今後の学校教育の中に組み入れたい。学校教育の中で地域の文化財を知ることは、大人になってからも記憶しているものであり、将来の地域活動の素地を養うことができる。	計画案に記載のとおり、取組方針「文化財を活用した学校教育・生涯学習」に基づき、「学校における文化財の活用」と、「文化財の活用に関する相談受付」を具体的な取組として掲げておりますので、文化財課職員による出前事業や副読本の活用、小中学校が活用しやすい文化財情報、文化財や地域の歴史文化に詳しい団体情報の提供等の取組を進めていきます。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	<p>川崎市は古来、一つの文化圏を形成したり拠点になったことはなかった。豪族や都の荘園として、そして為政者の近郊地域、江戸幕府の天領、工業都市として今日まで国家レベルで大きな役割を果たしたが、歴史上の英雄を輩出することもなく、郷土愛を作り出しにくい地域性にある。</p> <p>そんな環境の中で、数少ない歴史文化遺産を後世に継承する予算を確保するにはどうすればよいか。もっと学校教育を始めとする親しめる機会を増やす必要がある。</p>	<p>これまでも学校での出前授業や、区役所事業、社会教育事業への講師派遣等を実施しており、本計画においても、引き続き、積極的に実施していきます。</p>	D
22	<p>学芸員などの専門的な調査研究も大切だが、その原資を確保するための努力をしているように見えない。一部の歴史愛好家向けの講座や街歩きイベントでは足りない。区民祭などのイベントへ出展したり、影響寺だけでない寺社の文化財や橘樹郡衙を恒常的に接する「営業」努力が不可欠である。</p>	<p>橘樹郡家の飛鳥時代の倉庫の復元工事が完了したのちには、市民に橘樹官衙遺跡群や周辺の文化財により親しみを持ってもらえるよう、周辺の寺社と協力しながらイベントを実施するなど、市内関係者と連携し、より幅広い市民向けの事業を展開していきます。</p>	D
23	<p>歴史的な文化財が大切なのは誰もが否定しないが、音楽のまち、スポーツのまちづくりの取り組み例など事例を参考に、親しみやすい態勢に意識改革していかないといつまでもこの低空飛行が終わらないだろう。</p> <p>街歩きや街道歩き、歴史施設、そして寺社が行うイベントなどへの参加者募集などもっと広範に開かれた文化財への理解を深める環境整備が必須である。</p>	<p>市民に文化財への理解をより深め、興味関心を持ってもらえるよう、文化財の公開事業や講演会等各種イベントの実施、SNSやホームページ等による情報発信力の強化に努めていきます。</p>	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
24	<p>基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」の中で、市民参加の方向性が明示されていたのがよい。市民の主体性を促すことは重要だが、構成員の高齢化によって史跡保存会等が危機にあるように、幅広い層を呼び込むことが課題となっている。若い人にも史跡に興味をもってもらうためには、史跡への愛着が重要になる。住民の憩いの場として守っていくためにも、行政による公園の管理は欠かせない。</p>	<p>市内の重要な遺跡については、史跡公園等として保存しておりますが、管理に当たっては、市民の皆様と協働しながら、多くの人々の憩いの場となるよう御意見を参考に維持管理を進めていきます。</p>	C
25	<p>本計画の趣旨を具現するため、川崎市制100周年の記念イベントとして7区持回りで文化財保存活用のイベント(区民祭りや市制記念日にあわせて、1年に1~2区ずつ3~4年にわたって実施。見学会、写真展、映像、小中学校での活動の発表会など)を実施することを提案する。</p>	<p>市民参加の体験型イベント等文化財の活用に関する取組については、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
26	<p>川崎市の職員にも市内の文化財についてもっと知ってもらう必要がある。特に、他都市から川崎市に採用された地域のことを知らない職員や教員が、文化財を通して市のことを学べるような研修を実施してはどうか。</p>	<p>計画案に記載のとおり、取組方針「市の役割」に基づく取組として、「庁内関係職員向けの研修の実施」を新規事業として掲げており、取組を進めていきます。</p>	B
27	<p>川崎市唯一の国宝である秋草文壺について、多くの人に知ってほしい。関連文化財群に記載があるが、もっと強調してほしい。</p>	<p>国宝秋草文壺は、市内で発掘されましたが、学校法人慶應義塾が所有しており、東京国立博物館に寄託されております。市内に所在はしていませんが、市域の歴史を語る重要な文化財として文化財活用区域を構成する文化財に位置付けております。今後、情報発信の強化に努めていきます。</p>	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	馬絹古墳は石室が開口しておらず、古墳自体へも立ち入り禁止のため、若い人には価値が十分に伝わっていないかもしれない。かつて、市民ミュージアムにあった石室再現模型のようなわかりやすい資料をまたみることができるようになるとうい。	馬絹古墳については、近年の古墳研究の成果を踏まえ、その価値を適切に伝えられるよう努めていきます。	C
29	日本民家園は、数百年前の民家など日本の宝が集まっているが、残念ながら辛うじて維持されているのが現状である。沢山の古民家に付属する資料も、物置のように押し込まれている状況(仕分けする人手不足、備品を仕舞う倉庫が無い)で、暮らしていたような部屋にはならず、決して綺麗とは言えない。予算の確保は、改修や手入れなどに大きな影響力があるので、一考してほしい。	本計画は、市民や市民団体など様々な主体が参画することによって、文化財の保存・活用を推進することを目指しております。計画案に記載のとおり、ボランティアの養成を行うとともに、団体と連携し文化財の保存活用を推進していきます。	D
30	日本民家園は、もはや川崎市の財産だけに留まらず日本の財産である。川崎市の観光地の目玉として力を入れてほしい。		
31	日本民家園を魅力的にするためには、行政だけではとても手が足りずボランティア(火焚き、掃除、障子張り、環境整備等)は重要な存在だが、継続しやすい条件などの対策やボランティアの育成に力を入れてほしい。		
32	市民が地域の宝を発掘する方法のひとつとして、「川崎市地域文化財顕彰制度」がある。この制度の推薦者は、現在、市民団体等に限られており、個人からの推薦ができない。市民個人が認識している貴重な地域の文化財は必ずしも団体等が関わっているとは限らない。また、過去に団体が関わっていたとしても、その団体が継続しているとは限らない。なるべく多くの情報収集をするためにも、要綱第3条の推薦者に市民個人を追加し、多くの候補を受付しやすくすべき。	川崎市地域文化財顕彰制度の運用に当たっては、地域で認識され、守り伝えられている文化財に光を当て、多くの人々に価値を伝えていくため、決定後の情報発信や活用等を、多くの担い手と連携して行う必要があることから、市民団体等からの推薦としており、個人からの推薦は受け付けておりません。個人からの相談があった場合は推薦が可能な団体を紹介するなどの対応をしており、市民が参画して文化財を把握し、顕彰する仕組みは整っていると考えています。	D

(3)「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」に関すること（4件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	106頁の附属機関について、どのような頻度で開催されているかなどを記載してはどうか。	附属機関の開催回数は課題に応じて変動するため、本計画には記載しておりませんが、概ね、文化財審議会は年間3回、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会は年間3～4回、社会教育委員会議日本民家園部会や青少年科学館部会は、年間4回開催しています。	D
34	外から見た川崎市のイメージは工業都市、東京のベッドタウンであり、縄文時代からの文化財が多数存在する街であるという認識は低いと思う。若い転入者が多く、市外に職場を持つ人が多いが、そのような人に川崎愛を育んでもらうためにも歴史・文化についての市民の認知を深め、文化財を保護・活用することは重要なことと思う。そのためには文化財課に関する予算、人材は少なくとも他の大都市並みには必要である。職員の増員、特に学芸員の増員は必須である。	文化財に関する広報活動、学校教育や生涯学習との連携、文化財の計画的な公開等を通じ、より効果的な歴史文化の発信や普及啓発を行うことで、若年層を含めた市民全体の市域に対する愛着や誇りの更なる醸成、市外在住者の市域に対するイメージの向上等に努めてまいります。 また、文化財の保存・活用について、行政のみで行っていくことは困難であることから、地域、民間企業、研究機関、教育機関等と有機的な連携を図りながら、保存・活用の取組を推進する中で、必要な予算や人材の確保に努めていきます。	D
35	そもそもの川崎市の行政区域の広さとそこに存在する文化財の膨大さ、それに今回洗い出し整理された課題の多さと広さを考慮するに、それらに対峙し取り組んでいく体制としては、現在の文化財課の人員では不十分なのではないかと。		
36	保存・活用に関する取組として、従来からの文化財ボランティアはこれまでどの程度機能したのか。文化財の調査・保存にとどまらず、普及と活用の担い手として市内各区内のボランティアグループとのコラボの可能性はないのか。	文化財ボランティアは平成28年度の制度導入後、文化財調査以外にも、指定文化財等の現地特別公開事業や、まち歩き事業等、様々な活動で活躍されています。 市内で活動されている市民団体・ボランティアグループとの連携は大変重要なことと考えており、引き続き、活動団体と連携を図りながら取組を進めていきます。	D

(4) その他 (13件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
37	本計画書は川崎市を知ることが出来るとても良い資料で、計画書自体を文化財の活用に生かせるのではないかと思います。	本計画に基づく取組等により、市民の歴史や文化財に関する興味関心を高め、行政だけでなく市民、市民団体や企業の活動とも連携しながら、地域全体での充実した文化財の保存・活用を通じて魅力あるまちづくりを進めていきます。	B
38	文化財保護について考える前段・前提となる「そもそも川崎市とはどんな街か」ということが、地理、社会的状況・環境、各区の歴史とまんべんなく分かりやすく書かれていてとても良いと思う。		
39	今回の「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」の資料は川崎市の地理や歴史文化がわかりやすくまとめられており、今後の教科書として活用していきたい。		
40	現在の「川崎市文化財保護活用計画」も分割してHPに載せてあるが、もっと細かく分割して、どこに何が書かれているのかわかるようにPDFにしてHPに載せると、見やすく、文化財への意識が高まるのではないかと思います。	本計画の周知のため、市ホームページへの掲載に当たっては、データの分割、見出しの付け方など、市民の文化財への関心が深まるよう工夫していきます。	C
41	新しい計画では「保護」から「保存」へと変っている。より強い意思の表れだと思うが、この点について本文で説明したほうが新計画の意義が伝わると思う。	文化財保護とは、文化財の保存と活用を含めた概念ですが、「川崎市文化財保護活用計画」の策定時には、活用を強調するため、本市においては「保護活用」計画としていました。 平成30年度の文化財保護法の改正により、「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁長官の認定を受けることが制度化されたことから、同法に基づく行政計画として作成するため、名称に関しても同法に基づき、「川崎市文化財保存活用地域計画」としています。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	3頁 (3)計画作成の趣旨の下から2行目に「歴史や文化を生かしたまちづくり」とあるが、ここは5頁で定義する「歴史文化」を用いて「歴史文化を生かしたまちづくり」としたほうが良いのではないか。「歴史や文化を生かした」では課題が大きすぎると感じた。	本計画では、「歴史文化」を文化財とそれに関わる様々な要素が一体となったものと定義しております。一方、本計画は地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定め、この方針に基づく取組により、市全体の魅力あるまちづくりを進めるためのものであり、文化財のみならず現代の若者文化等を含めた魅力あるまちづくりを進めるという観点から、この部分においては「歴史や文化を生かした」としています。	D
43	7頁 (4)文化財保存と活用の用語解説 表中の文字が小さいので本文と同じ大きさにして、できれば表をはずして文章で記述していただきたい。	文化財の保存と活用の用語については、本計画の趣旨に関わる重要な記載ですので、本文での記述よりも強調ができると考えられるレイアウトで記載しています。	D
44	本活動を今後10年間にわたり発展させていくためには、予算の裏付けが必須である。少なくとも基礎活動(文化財現状把握・調査・研究)については固定的な予算の獲得が必要であり、十分な予算確保をしてほしい。	文化財の保存・活用について、行政のみで行っていくことは困難であることから、地域、民間企業、研究機関、教育機関等と有機的な連携を図りながら、保存・活用の取組を推進する中で、必要な予算の確保に努めていきます。	D
45	予算の確保の手段として、地域活動として意識させるためには、対象によってはクラウドファンディングとすることも有効と思う。	文化財の保存・活用に際しては、令和5年度に「その衝動は歴史をつなぐ【橘樹官衙・未来プロジェクト】」として、古代橘樹官衙遺跡群での日常を体感してもらうため、遺跡群で働いていた人々の衣装を復元制作するクラウドファンディングを実施しました。 今後も、文化財の保存・活用の取組を進めるに当たり、市民や市外在住者の参画を促すことで文化財の価値を共有・継承し、市域に対する愛着や誇りの醸成、イメージの向上等に寄与することが期待できる場合については、その一つの手法として、必要に応じてクラウドファンディングの採用を検討していきます。	C

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
46	<p>二子塚公園のトロリーバスについて、保存状態や今後を心配している。都市交通としてのトロリーバスの車両は全国的にも残存が稀で非常に貴重なものと考えるので、現地で朽ちさせることなく、市電車両とともに十分な保護措置が取られることを期待する。</p>	<p>本市の近現代の工業を支えてきた文化財については、重要なものと認識しておりますが、個別の文化財の保存活用については、所有者・管理者の意向が重要であり、状況を注視していきます。</p>	D
47	<p>市民ミュージアムは残念な状態になり大変悲しい。新しく建てるミュージアムについては、立地、集客力、保存、しっかり計画してほしい。</p>	<p>新たなミュージアムの開館に向けた取組については、本計画に記載のとおり、「川崎市文化芸術振興計画」に基づき取り組んでいきます。</p>	D
48	<p>市民ミュージアムに関しては、バラ園隣接区域が候補地とのことだが、生田緑地に博物館が集約される点はよいと思う。ただ、バスのルートの見直し等が必要ではないか。</p>		
49	<p>現在、生田緑地に市民ミュージアムを移転させる計画がありますが、文化財に親しむためには気軽に見学できるアクセスも重要である。残念ながら現在計画中の移転候補地は駐車場をとるスペースがないように見受けられる。生田緑地のかげがえのない自然を保全するため、長期的展望で費用も考えながら、改めて移転候補地の検討から丁寧に議論してほしい。また、北部に文化施設が集中してしまうと、川崎の南部と北部では文化面でも地域格差ができて、南部の子どもたちにとって地域への愛着や誇りを持つ機会が減ってしまう。ミュージアムが川崎とともに市民ミュージアムがあれば南部の子どもたちが気軽に文化財に触れることができ、豊かな心や自己肯定感を育てることができると思う。</p>		

4 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更(下線は変更箇所)

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
図表の補足説明に関する意見を踏まえ、「図12 市域の拡大」を修正	(19頁 図12) 市域の拡大の様子を示す変遷図に「現在の行政区」の図を追加	(19頁 図12) 市域の拡大の様子を示す変遷図
関連文化財群 「厄除け大師への信仰」における川崎大師と東海道川崎宿との関係の補足説明に関する意見を踏まえ、記述を追加	(86頁) 川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地としても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内記に描かれました。 <u>また、東海道川崎宿は、川崎大師への玄関口としてにぎわい、江戸時代後期には旅籠が72軒も連なっていました。</u>	(86頁) 川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地としても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内記に描かれました。
生田緑地のコナラ林に関する意見を踏まえ、より適切な表現となるよう記述を修正	(92頁 表14) <u>かつて</u> 里山として管理されていたコナラの多い落葉広葉樹林は、 <u>当時の</u> 伝統的な生活文化を伝えている。環境省特定植物群落E	(92頁 表14) 里山として管理されてきたコナラの多い落葉広葉樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える。環境省特定植物群落E

その他用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

はじめに

1 背景

国では、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が喫緊の課題となる中、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で取り組んでいくことのできる仕組みづくりの整備のため、平成30年に文化財保護法(昭和25年法律第214号)を改正し、文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定が制度化された。

川崎市では、平成29年に人口が150万人を突破し、新しい市民が増え、転入者の約7割が20代～30代と若い世代となっている。また、令和6年7月には、市制100周年を迎えることを機に、更に多くの市民に、川崎市の歴史文化を広く理解し、まちに愛着を持ってもらえるような取組が求められている。

2 計画策定の趣旨

本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とする。

計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき策定し、本市の新たな文化財の保存と活用に関する取組を位置付けた計画とする。

このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画(取組)を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていく。

3 位置付け

関連する計画等との整合や連携を図るほか、個別の文化財事業との整合を図る。

【関連する計画等】川崎市総合計画、かわさき教育プラン、神奈川県文化財保存活用大綱、川崎市文化芸術振興計画など川崎市の関連計画

【個別の文化財事業】国史跡橋樹官衙遺跡群の保存活用計画や整備基本計画、登録博物館の運営基本計画や基本方針など

4 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間
本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて本計画を見直す。

文化庁への認定申請

〇市として計画策定後、令和6年4月に文化庁長官へ計画の認定申請予定

本市におけるこれまでの主な文化財保護の取組

- 昭和34年8月 川崎市文化財保護条例制定
- 平成20年8月 川崎市文化芸術振興計画策定
- 平成26年3月 川崎市文化財保護活用計画策定
- 平成27年3月 橋樹官衙遺跡群が市内初の国史跡に指定
- 平成29年12月 川崎市地域文化財顕彰制度創設

計画策定の経過(令和4年度～令和5年度)

- 〇川崎市文化財審議会(4回)、川崎市社会教育委員会議(4回)
- 〇川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会(4回) 有識者、文化財所有者・管理者、関係団体、市民、博物館等
- 〇市民アンケート(令和4年9月15日～11月30日)
- 〇市民説明会(令和5年1月18日)
- 〇川崎市文化財保護活用計画推進会議(庁内調整:5回)

5 文化財について

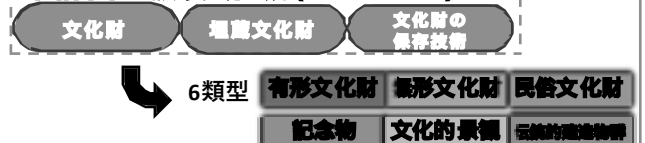
【本計画で扱う文化財】

- ・文化財保護法第2条の「文化財」(6類型で規定)
- ・文化財保護法第92条の「埋蔵文化財」
- ・文化財保護法第147条の「文化財の保存技術」

【文化財の保護制度】

- ・文化財保護法で規定 例: 国宝、史跡
 - ・神奈川県文化財保護条例で規定 例: 県指定重要文化財
 - ・川崎市文化財保護条例で規定 例: 市重要歴史記念物
 - ・川崎市地域文化財顕彰制度で決定 例: 地域文化財
- 上記に含まれない未指定の文化財も本計画の対象

本計画で扱う文化財(未指定を含む)



6 文化財の保存と活用とは

【文化財の保存】:主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること

具体的には、適切な保管環境下で良好な保存状態を維持すること、適切な保存修理を行うこと、文化財そのものの保存が困難な場合は調査を行い記録保存すること等

【文化財の活用】:主に、文化財としての価値を市民と共有し、文化財に親しめるようにすること

具体的には、様々な方法で情報発信を行い文化財の価値を広く周知すること、文化財の整備や展示を行い、その価値を伝えること等

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

【第1章】川崎市の概要

川崎市は、東西約31km、南北約19kmで、面積約144.35km²の市域北西部の多摩丘陵を除いて比較的平坦な地域で、令和6年2月現在、人口は約154万人となっている。また、本市は、大正13年に誕生してから、多摩川に沿って隣接する町村を編入しながら拡大し、政令指定都市移行後に設置した区ごとに成り立ちや特徴がある。

【第2章】川崎市の文化財の概要

指定・登録等文化財、川崎市地域文化財、未指定文化財の件数は次のとおりである。

種別	指定・登録等文化財				川崎市 地域文化財	未指定文化財
	国	県	市	計		
有形文化財	22	17	102	141	115	17,634
無形文化財	0	0	—	0	1	0
民俗文化財	1	5	12	18	110	6,710
記念物	3	6	2	11	14	664
文化的景観	0	—	—	—	0	0
伝統的建造物群	0	—	—	—	0	0
その他（産業遺産）	—	—	—	—	—	163
合計	26	28	116	170	240	25,171

【文化財の件数 令和6年1月現在】 文化財の保存技術は0件

【第3章】川崎市の歴史文化の特徴

市域の歴史や文化を整理し、その5つの特徴は次のとおりである。

- (1) 丘陵で営まれた暮らし
- (2) 水辺に育まれた地域
- (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
- (4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい
- (5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市

【第4章】文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

これまでの取組と課題を「川崎市文化財保護活用計画」の5つの方針に沿って整理すると次のとおりである。

(1)文化財把握の方針

これまでの 主な取組	指定文化財の保存状況調査や、古文書所在調査など 各種調査を実施 川崎市埋蔵文化財年報等で 調査研究の成果を公表
主な課題	把握した文化財の統一的な様式による データベースの構築 に至っていない。 指定等文化財所在地と 災害関係情報との照合 がなされていない。 埋蔵文化財の 整理作業や調査報告書の刊行に時間を要している 。

(2)文化財の保護活用の基本的な方針

これまでの 主な取組	計画的な文化財の 指定・登録 を進め、平成26年度以降、国指定史跡1件、国登録文化財3件、市指定6件を指定・登録 平成29年度に「 川崎市地域文化財顕彰制度 」を創設し、これまで240件を決定 学校での出前授業 や市民活動団体の要望に応じた職員による講演などを実施 所有者等との調整を行い、 文化財の適切な修理を実施 （平成26年度以降16件） 指定文化財等現地特別公開の実施 や、川崎市民俗芸能保存協会と共催による 川崎市民俗芸能発表会 等で文化財の公開を実施 無形民俗文化財・無形文化財(乙女文楽) の普及啓発・情報発信等の実施
主な課題	地域文化財決定後の活用が不十分 ことから、積極的な活用の検討が必要である。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 特に民俗芸能分野では、活動の縮小や担い手不足が顕著 となり、資金確保を含め、活動の継続に向けた取組が重要となっている。

(3)文化財の保護活用を推進するための体制整備

これまでの 主な取組	庁内で検討委員会を設置し、 文化財・博物館専門職員のあり方の検討 を行い、その議論を踏まえ日本民家園・青少年科学館に学芸員を配置 平成28年度に、教育委員会が実施する養成講座を修了した方を「 川崎市文化財ボランティア 」として登録する 仕組みを整備、活用事業や調査を実施 「(仮称)川崎市文化財保護基金」については検討を行ったが、目的に応じてより柔軟な運用が可能な、 ふるさと納税やクラウドファンディングの仕組みを活用
主な課題	文化財ボランティアや史跡保存会等について 、メンバーの高齢化や固定化がみられるため、 新たな担い手の確保が必要 となっている。 川崎市市民ミュージアムの被災資料のレスキュー活動 を進めているが、その処置には長い時間がかかることが予想されている。 埋蔵文化財は暫定的に市有施設に分散して収蔵しているが、 適切な保存管理と活用ができる収蔵施設の整備が必要 となっている。

(4)個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方

これまでの 主な取組	平成27年に 橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定 され、「 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 」、「 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画 」を策定 日本民家園運営基本方針の策定 を検討(令和5年度完成予定)
主な課題	国史跡橘樹官衙遺跡群は、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定時より史跡指定地が増加しており、 公有地化の方針・方法の再検討等が必要 になっている。 また、遺跡群の調査の進展に伴い、 史跡整備計画の内容と遺跡群の実態が合わない部分が出てきており 、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の改定が必要になっている。

(5)関連文化財群/歴史文化保存活用区域の考え方

これまでの 主な取組	橘樹官衙遺跡群周辺の文化財群は、史跡めぐりなど 地域的なまとまりとして活用
主な課題	事例として掲げたが、 具体的なテーマや地域を設定し活用を進めるには至らなかった

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

【第5章】文化財の保存・活用に関する方針と取組

1 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1) 基本理念と施策の方向性、基本方針

本計画の基本理念及び施策の方向性は、「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念及び方向性を継承して、次のとおりとする。また、施策の方向性をもとに取組を展開するため、**4つの基本方針を設定する。**

基本理念 文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域のたからである。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。文化財を保存・活用することを通じて、地域の人と人につながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与する。

【3つの施策の方向性】

施策の方向性

文化財の価値の共有と継承

文化財を市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民と共有し継承する。

施策の方向性

文化財の魅力を生かした地域づくり

市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりに生かす。

施策の方向性

文化財をみんなで支える仕組みづくり

行政や関係機関とともに、市民や市民団体等の幅広い参加による保存・活用のための仕組みを作る。

【4つの基本方針】

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

(3) 文化財の普及と活用の推進

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

2 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び個別の取組方針

第4章で示した、これまでの取組と課題を踏まえつつ、基本方針ごとに現状と課題を整理し、**個別の取組方針を設定**すると次のとおりである。

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

主な課題 市域の文化財を適切に保存・活用するためには、文化財の現状や価値を適切に把握することが必要

個別の取組方針
(1)-1: 文化財の適切な現状把握
(1)-2: 文化財調査情報の適切な管理
(1)-3: 文化財の価値を明らかにするための調査・研究

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

主な課題 文化財を将来にわたって保存・継承するためには、その価値を共有し、有形文化財については適切に保存修理につなげることで、無形文化財や無形民俗文化財については、継承活動への支援や後継者の育成が急務

個別の取組方針
(2)-1: 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰
(2)-2: 保存活用計画や整備計画の策定と運用
(2)-3: 有形文化財の保存修理
(2)-4: 無形文化財・無形民俗文化財の継承
(2)-5: 記念物の整備・維持管理
(2)-6: 埋蔵文化財の保護
(2)-7: 防災対策の実施・防災力の向上
(2)-8: 災害・事故発生時の迅速な対応

(3) 文化財の普及と活用の推進

主な課題 積極的な情報発信や学校教育、生涯学習等で文化財の活用を進めることが必要

個別の取組方針
(3)-1: 文化財に関する広報活動
(3)-2: 文化財を活用した学校教育・生涯学習
(3)-3: 文化財の計画的な公開による普及啓発
(3)-4: 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

主な課題 文化財所有者や行政のみならず、多様な関係者の参画と連携が必要

個別の取組方針
(4)-1: 文化財所有者・管理者への支援
(4)-2: 市民参加型の保存・活用体制の構築
(4)-3: 市の役割
(4)-4: 文化財保護拠点の運営
(4)-5: 市内関係部局及び県・他市町村等との連携

3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定 【5ページ参照】

市の事業だけではなく、市民が身近な文化財を主体的に保存・活用し、地域づくりに生かしていくことを支援し、地域への興味や愛着を深めることにつなげるため、**市域の歴史文化の特徴を表す多様な文化財を、共通の背景や文脈をもつストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化をひもとく重要な手がかりとして設定**

(「(3)-4: 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」として設定)

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

4 文化財の保存・活用に関する取組

前節までに設定した、施策の方向性、基本方針及び個別の取組方針ごとに、具体的な取組を位置付ける。

重点事業 新規事業

基本理念	文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり			
施策の方向性	文化財の価値の共有と継承	文化財の魅力を生かした地域づくり	文化財をみんなで支える仕組みづくり	
基本方針	(1)文化財の現状把握・調査・研究の強化	(2)文化財の確実な保存・継承・修理・整備	(3)文化財の普及と活用の推進	(4)文化財の保存・活用の担い手の育成
個別の取組方針	(1)-1:文化財の適切な現状把握 (1)-2:文化財調査情報の適切な管理 (1)-3:文化財の価値を明らかにするための調査・研究	(2)-1:文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰 (2)-2:保存活用計画や整備計画の策定と運用 (2)-3:有形文化財の保存修理 (2)-4:無形文化財・無形民俗文化財の継承 (2)-5:記念物の整備・維持管理 (2)-6:埋蔵文化財の保護 (2)-7:防災対策の実施・防災力の向上 (2)-8:災害・事故発生時の迅速な対応	(3)-1:文化財に関する広報活動 (3)-2:文化財を活用した学校教育・生涯学習 (3)-3:文化財の計画的な公開による普及啓発 (3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進	(4)-1:文化財所有者・管理者への支援 (4)-2:市民参加型の保存・活用体制の構築 (4)-3:市の役割 (4)-4:文化財保護拠点の運営 (4)-5:市内関係部局及び県・他市町村等との連携
主な取組	石造物の遺跡調査 民俗資料所在調査の実施 「川崎市地域文化財顕彰制度」による未指定文化財の把握 近現代文化財の把握 文化財データベースの構築及びデジタル化 考古資料の台帳整備 国史跡橋樹宮衙遺跡群の調査 指定等候補物件の調査	計画的な文化財の指定・地域文化財の顕彰 国史跡橋樹宮衙遺跡群の史跡整備の推進 日本民家園の展示古民家の耐震化・屋根葺き替え工事 市民ミュージアムにおける被災収蔵品の修復等 川崎市民俗芸能発表会の運営支援 乙女文楽の継承の支援 史跡保存会と協働した市内史跡の日常管理 国史跡橋樹宮衙遺跡群用地の維持管理 埋蔵文化財の記録保存 未刊行の発掘調査報告書の刊行 GISシステムを利用した文化財所有者・管理者との被災想定との共有 文化財所有者・管理者のための被災時初動マニュアルの整備 スマートフォン等デジタル技術を活用した被災情報の把握手段の整備の検討	文化財解説板の設置・更新 SNSやメディア、地図情報などデジタル技術を活用した文化財情報の発信 文化財の活用に関する相談受付 区役所・社会教育事業との連携強化 指定文化財等現地特別公開事業の実施 無形文化財・無形民俗文化財の公開・発信の支援 橋樹宮衙遺跡群発掘調査現地見学会実施 関連文化財群・文化財保存活用区域と具体的な取組の設定	指定文化財・史跡指定地の管理支援 適切な保存・活用への助言 文化財ボランティア登録制度の運用 デジタル技術を活用した市民参加の文化財情報収集・公開の仕組みづくりの検討 職員の研修機会の確保 庁内関係職員向け研修実施 大学や専門機関との連携強化 民間博物館との連携 埋蔵文化財の適切な保存管理 川崎市文化財保護活用計画推進会議による 庁内連携の強化 他市町村や市外博物館との連携
	「主な取組」は「個別の取組方針」ごとに記載			

川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

【第6章】文化財の保存・活用の推進体制等

1 本市の推進体制

本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、市民や教育・研究機関、企業等と連携していく。

2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCAサイクルを確立していく。PDCAサイクルの運用にあたっては、**文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていく。**

また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図る。

基本方針	指標	参考値	目標値 ¹	目標値
		R4(2022)	R7(2025)	R15(2033)
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	41件		50件以上/年
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	382件 (累計)	470件以上 (累計)	700件以上 (累計)
(3) 文化財の普及と活用の推進	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数	496人	400人以上	560人以上
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	28日	25日以上	42日以上

¹ 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

【指標の説明】

- 基本方針(1) 職員や文化財調査員による定期的保存状況を把握する調査の実施件数
(出典川崎市教育委員会調べ)
- 基本方針(2) 従来の国・県の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加
(出典川崎市教育委員会調べ)
- 基本方針(3) 橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数
(出典川崎市教育委員会調べ)
- 基本方針(4) 文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数
(出典川崎市教育委員会調べ)

【参考】

第5章 3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の具体的内容

「(3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」として設定

〔関連文化財群〕

関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」 徳川家康が小泉次太夫に命じて作らせた二ヶ領用水は、小学校の授業でも地域学習の素材として取り上げられ、市民に広く親しまれている。 【構成する主な文化財】 二ヶ領用水、小泉橋遺構  久地円筒分水	関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」 多摩川下流域を中心に進出した近代工場は、昭和10年代に増加の一途をたどり、川崎は、日本の経済を牽引する工業都市へと変貌した。 【構成する主な文化財】 沖繩民俗芸能、石井泰助顕徳碑  川崎河港水門
関連文化財群③「橘樹郡の成立」 橘樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどるとこのできる貴重な遺跡 【構成する主な文化財】 橘樹郡家跡、馬絹古墳  橘樹郡家跡	関連文化財群④「つわものどもの夢のあと」 鎌倉時代から戦国時代にかけて、列島規模の争乱と東国の権力闘争に巻き込まれて地域の支配が変化した様子が残されている。 【構成する主な文化財】 枳形城、木造稲毛重成坐像  関東下知状
関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」 江戸時代後期には、川崎大師の「厄除け」への信仰が急速に広まり、庶民から将軍家まで広く信仰を集めた。 【構成する主な文化財】 六字名号塔、京浜急行発祥の地碑  川崎大師平間寺	関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」 地域では暮らしが営まれるなかで、様々な願掛けをし、神仏の御利益を期待してきた。 【構成する主な文化財】 麻生不動院のだるま市、大山灯籠  南河原雨乞い獅子頭

〔文化財保存活用区域〕

文化財保存活用区域「日本民家園と嵐山の風景」 生田緑地周辺は、緑豊かな里山風景を生かした日本民家園や周辺の文化財等とあわせ、伝統的な生活文化に触れることができる。 【構成する主な文化財】 日本民家園、初山の獅子舞  日本民家園	文化財保存活用区域「加瀬山」 幸区に加瀬山には縄文時代から現代までの歴史が連続と刻まれている。 【構成する主な文化財】 秋草文壺、加瀬台古墳群  加瀬台古墳群9号墳
--	---